

資源管理のあり方検討会開催要領（案）

第 1 趣旨

水産資源は、適切な管理により持続的な利用が可能な資源であり、その適切な保存・管理は、国民に対する水産物の安定供給の確保や水産業の健全な発展の基盤となる極めて重要なものである。しかしながら、我が国の漁業生産は、かつてマイワシの豊漁等により支えられ 1 千万トンを超える水準にあったが、その後のマイワシ資源などの減少や遠洋漁業からの撤退等により平成 22 年には 531 万トンまで減少し、その後も東日本大震災の影響等もあり、500 万トンを下回る水準となっている。こうした状況のなかで、水産日本の復活を果たすためには、我が国周辺海域の世界三大漁場と言われる恵まれた漁場環境を活かしながら、水産資源の適切な管理を通じて、水産資源の回復と漁業生産量の維持増大を実現することが緊要な課題となっている。

このため、今後の資源管理のあり方について有識者の参加を踏まえて検討を行うため、資源管理のあり方検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

第 2 検討会の構成

- 1 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- 2 委員は、非常勤とする。
- 3 委員の任期は、検討会が終了するまでとする。
- 4 検討会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

第 3 検討会の運営

- 1 検討会には、座長及び座長代理を置く。
- 2 座長は、委員の互選によって選任し、座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、検討会の議事を総括する。
- 4 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときには、その職務を代理する。

第 4 その他

- 1 会合は公開とする。ただし、検討会の運営に著しい支障があると認められる場合には、検討会に諮って、非公開とすることができる。検討会の配付資料及び議事概要についても同様の扱いとする。
- 2 検討会の事務局（庶務）は、水産庁資源管理部管理課において行う。
- 3 本要領に規定していない事項については、検討会に諮ってその取り扱いを決定するものとする。